

## 01 夏休み期間の学童保育所、学童クラブ入所申込み

■問合せ 子ども育成課 ☎41-2248

小学校の夏休みの間、学童保育所等を利用する際の申請書一式は、下記の施設または、子ども育成課で配布します。定員の都合で入所できない場合があります。

▶申込期間 6月15日(木)～28日(水)

▶対象 保護者が昼間、仕事で家庭にいない等の小学生

▶申込み・問合せ



高取学童保育所 ※三池小からの送迎あり	☎51-7987	吉野学童保育所 吉野学童クラブ	☎50-1388
中友学童保育所	☎52-4362	明治学童保育所	☎57-2335
白川学童保育所	☎54-4722	大正学童保育所	☎55-0303

※定員に空きが見込める施設のみ、掲載しています。

※申込み可能な施設は、変更となる場合があります。

夏休み限定！認定こども園で、小学生預かり保育（大牟田市夏休み児童預かりモデル事業）

今年は2つの認定こども園で、夏休みに小学生を安心・安全に預かる事業を実施します。

夏休みだけ学童保育所の利用を希望する人は、こちらも活用してください。

▶申込期間 6月15日(木)～28日(水)

▶対象 市内に住所がある小学生

▶申込み・問合せ

若草幼稚園	☎52-4919
高取聖マリア幼稚園	☎53-5350

※家庭環境により、保育の必要性が高い人が優先利用となる場合があります。

※校区によっては送迎がある場合があります。詳細は各園へ問い合わせてください。

## 02 養育費の確保を支援

■問合せ 子ども家庭課 子育て支援担当 ☎41-2661

市では、養育費の継続した履行確保を図るため、令和5年度から新たに2つの事業を開始しました。

### 養育費に関する公正証書等作成支援【要申請】

公正証書等（強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書など債務名義としての効力を有するもの）作成費用に対して、補助金を交付。

※令和5年4月1日以降に作成した公正証書等が対象。

#### ▶対象となる経費（養育費に関連するものに限る）

- ・公証人手数料令に定められた公証人手数料
- ・家庭裁判所の養育費請求調停および夫婦関係調整調停（離婚）申立、裁判に要する収入印紙代（離婚請求および養育費請求の費用に限る）
- ・戸籍謄本など添付書類の取得費用
- ・連絡用の郵便切手代

#### ▶補助額

対象経費の全額 ※上限3万円、1人1回限り。

#### ▶申請期限

公正証書等を作成した日の翌日から6カ月以内

### 養育費保証契約締結支援【要申請】

養育費保証契約を保証会社と締結する際の本人負担費用（保証料）に対して、補助金を交付。  
※令和5年4月1日以降に締結した1年以上の養育費保証契約が対象（債務名義としての効力を有する公正証書等を作成していること）。

#### ▶対象となる経費

- ・保証会社と養育費保証契約を締結するときに保証料として本人が負担する費用

#### ▶補助額

保証料の全額 ※上限5万円、1人1回限り。

#### ▶申請期限

養育費保証契約締結日の翌日から6カ月以内

支給には、要件があります。  
詳しくは市ホームページで→



# 03

## 介護保険「負担限度額認定証」の更新手続きのお知らせ

現在、介護保険負担限度額認定証を持っている人には、6月中に更新案内を郵送します

■問合せ 福祉課 介護保険担当 ☎41-2683

介護保険負担限度額認定を受けた人は、介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護医療院など）を利用するときの食費と居住費の負担が軽減されます。

現在、手元にある介護保険負担限度額認定証の有効期限は、令和5年7月31日までとなっています。引き続き介護保険施設に入所する人や、ショートステイを利用する予定がある人は、必ず更新手続きを行ってください（郵送での更新手続きも受け付けています）。

# 04

## 野外焼却は法律で禁止されています

■問合せ 環境業務課 ☎41-2723

### ●野外焼却は原則禁止

廃棄物を野外で焼却する行為は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」で原則禁止されています。これに違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1,000万円（法人の場合は、3億円）以下の罰金または併科に処せられます。



### ●野外焼却禁止の例外

廃棄物の処理および清掃に関する法律には、下記のとおり例外として認められているものがあります。

1. 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
2. 他の法令またはこれに基づく处分により行う廃棄物の焼却
3. 公益上もしくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却、または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの（※）

### ※政令で定めるもの

- ① 国や地方公共団体が、施設管理を行うために必要な廃棄物の焼却（河川敷の草焼きなど）
- ② 災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却（災害時における木くず等の焼却など）
- ③ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（どんど焼きなど）
- ④ 農業、林業、漁業を営むために、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（農業者が農地管理または害虫駆除のために行う稻わらや農作物残さや刈草等の焼却、林業者が行う伐採した枝の焼却、漁業者が行う魚網に付着した海産物や流木等の焼却など）
- ⑤ たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（たき火、キャンプファイヤーなど）

### 例外とされている行為であっても、むやみに燃やして良いということではありません

「洗濯物が干せない」「煙でのどが痛い」など、近隣住民からの苦情がある場合は、行政指導の対象となります。煙や臭いは人によって感じ方が違ったり、呼吸器系疾患を持っている人もいます。生活環境の保全上著しい支障を生じる場合、例外の行為でも中止してもらう場合があります。

### ⚠ 家庭ごみの焼却について

ブロック積み・ドラム缶・一斗缶、家庭用簡易焼却炉は、焼却炉の構造基準を満たしていないので使用しないでください。燃えるごみは、市の指定袋に入れて定期収集に出すか、処理業者に委託するなどの適正な処理をお願いします。



# 05

## リサイクル通信

# 一人ひとりの協力で資源化とごみ減量が進んでいます

■問合せ 環境業務課 ☎41-2723

令和4年度も、たくさんの資源物を回収することができました。回収した資源物は再生利用され、皆さんの生活の中で生かされ続けます。今後も、リサイクルとごみ減量に協力をお願いします。

### リサイクルは、地域の環境美化にも役立っています

市で回収した空き缶類の売却益の一部を、還元金（リサイクル還元金および推進協力金）として各校区に交付しています。この還元金は、リサイクル集積所の整備に伴う備品購入や地域の環境美化、街路灯の新設や維持管理など、地域のために使われています。

令和5年度のリサイクル還元金(※)…12,005,300円（※令和4年度の回収実績に基づいた交付額）  
令和5年度の推進協力金(※)…3,000,900円

### 資源化量（令和4年度）

種別	資源化量
カン	185
ビン	775
ペットボトル	199
白色トレイ	6
紙類	1,561
古布・古着類	319
容器包装プラ	489
合計	3,534

単位：トン

### ペットボトルを捨てるときは、ラベルとキャップを外してください

ペットボトルのラベルとキャップはプラスチック製容器包装として回収しています。取り外したラベルとキャップは透明または半透明の袋に入れてプラスチック製容器包装の回収ネットへ袋ごと入れてください。



外したキャップとラベルは「プラスチック製容器包装回収ネット」へ



ペットボトルは「白色トレイ・ペットボトル専用容器」へ

# 06

# 地籍調査事業実施に、皆さんの協力をお願いします

浪花町、早米来町1丁目・2丁目で現地調査を実施予定

■問合せ 国土調査室 ☎41-2524

地籍調査は、国土調査法に基づいた事業です。土地の所有者や地番、地目を調査し、所有者の皆さんのが決めた境界を基に測量を行い、その成果を用いて、地籍簿と地籍図を作成します。作成した地籍簿と地籍図は、土地所有者に確認（閲覧）してもらった後、その写しを法務局に提出します。

法務局では、これを基に土地登記簿が書き改められ、地籍図は地図として備え付けられます。調査費用に、個人負担はありません。

### ▶令和5年度事業概要

令和5年度は、右図の地域において、境界の確認（現地調査）を予定しています。令和4年度に現地調査を実施した地域（入船町、高砂町、三川町2丁目・3丁目・4丁目、四山町の一部）については、調査成果の閲覧を行います。

また、現地調査区域および閲覧区域の土地所有者の皆さんには、実施時期について郵送により通知します。



令和5年度現地調査区域（予定）

浪花町、早米来町1丁目・2丁目

# 07 野良猫の不妊・去勢手術補助事業を行います

■問合せ 保健衛生課 ☎41-2669

ペットとして飼われていたのに、捨てられてしまった飼い主のいない猫（野良猫）。猫は1年間に2~4回出産が可能なため、放っておくと増え続け、ふん尿被害やごみあさりなどさまざまな被害を発生させます。そこで、生活環境の保全や市民生活の安全を保持するため、野良猫の不妊・去勢手術の補助事業を行うモデル地域を募集します。野良猫との共生を考えてみませんか。

## ▶補助金の対象

おおむね100m四方で区切られた市内の地域をモデル地域に指定し、その地域に生息する野良猫の不妊・去勢に要する手術費の一部を補助します。

## ▶モデル地域の要件

モデル地域内に居住または勤務している人で、他に適切な管理を協力できる人が2人以上いること。

## ▶モデル地域の申請

6月30日(金)までに保健衛生課へ問い合わせのうえ、モデル地域の申請をしてください。選定後、申請者へ合否を連絡します。

## ▶補助額

- ・オス猫1匹につき8,000円を限度
  - ・メス猫1匹につき15,000円を限度
- ※予算額（28万8千円）の範囲内で補助します。

耳先カットは、不妊・去勢手術済の  
“しるし”です



耳先カットは、すでに手術をした猫を間違って捕獲・手術をしないためです。カット時は全身麻酔で猫は痛くありません。出血もほとんどありません。

シャインマスカットなどが、合計170人に当たる！！

## 「おおむた+Walking」ありがとうキャンペーン



「おおむた+Walking」アプリは9月30日にサービスを終了します。アプリを活用してもらっていた感謝を込め、今まで貯めたポイントで応募できるプレゼントキャンペーンを実施します。大牟田産のシャインマスカットや粕漬、減塩だしなどの特産品やAmazonギフト券を抽選で合計170人にプレゼントします。保有ポイント数が足りない！という人も欲しいコースのポイント数を目指して歩いてみませんか。楽しく歩いて「特産品」と「運動習慣」をゲットしましょう。

### ▶応募コース

必要ポイント	プレゼント	当選人数
5,000ポイント	大牟田シャインマスカット	20人
3,000ポイント	粕漬、焼き海苔セット	20人
1,500ポイント	あご入り減塩だし2袋	50人
500ポイント	Amazonギフト券500円	80人



- ▶応募条件
- ①市民または、市内に通勤・通学していて、市公式アプリ「おおむた+Walking」を利用している人
  - ②各コースの応募に必要な保有ポイント数以上を貯めていること
  - ③応募は1人一回で一つのコースのみ応募可能

プレゼント  
キャンペー  
ンはこち  
ら



残ポイントに応じて、応募口数が自動的に増え当選確率が上がります。

(例) 4,000ポイント保有している場合

3,000ポイントコースに応募 → 1口、1,500ポイントコースに応募 → 自動的に2口

### ▶応募期限

7月20日(木)

今後の歩数管理には、「ふくおか健康ポイントアプリ」などを活用してください。

■問合せ 健康づくり課 (☎41-2668)

